

009046
第3878号

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
あつた日
の翌日)

告示

鳥取県告示第六百三十八号

昭和四十二年八月二十四日専決処分した昭和四十二年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十二年十月十七日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

昭和42年度鳥取県一般会計補正予算

昭和42年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,653,061千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
10 繰越金		453,731	1,500	455,231
	1 繰越金	453,731	1,500	455,231
歳入	合計	26,651,561	1,500	26,653,061

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費		1,379,086	1,500	1,380,586

◇ 告 示

目 次

- 昭和四十二年八月専決処分した昭和四十二年度鳥取県一般会計補正予算
- 昭和四十二年九月定例県議会で議決された昭和四十二年度鳥取県一般会計補正予算等
- 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 計量器定期検査の実施
- ピロプラスマ病検査等の実施
- 解除予定の保安林
- 鳥取県森林病虫害等防除事業補助金交付要綱の廃止
- 土地配分計画の作成
- 土地の用途廃止

◇ 公安規則

警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の作業手当を受けるものの技術の程度及び認定の方法に関する規則を廃止する規則

◇ 正 誤

昭和四十二年十月九日付鳥取県公報掲載の企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程中訂正

歳 出 合 計	26,651,561	1,500	27,876
5 選挙費	26,376	1,500	27,876

鳥取県告示第六百三十九号

昭和四十二年九月、定例県議会で九月二十九日議決された昭和四十二年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十二年度鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計補正予算、昭和四十二年度鳥取県営林事業特別会計補正予算及び昭和四十二年度鳥取県境港水産施設事業特別会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十二年十月十七日

鳥取県知事 石 塚 二 朗

昭和42年度鳥取県一般会計補正予算

昭和42年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397,126千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,050,187千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3	地方交付税		8,924,000	156,114	9,080,114

歳 入	合 計	4 分担金及び負担金		5 国庫支出金	6 国庫補助金	7 財産収入	8 寄 附 金	10 繰 越 金	11 諸 収 入	合 計
		1 分担金	2 負担金							
	26,653,061	448,066	330,562	9,019,824	5,384,009	401,953	149,758	455,231	2,125,331	27,050,187
	397,126	18,206	7,570	139,892	112,957	5,267	1,302	66,892	6,803	379,265
	88,047	128,140	338,132	9,159,716	5,496,966	407,220	151,060	522,123	2,132,134	186,693
	184,961	10,636	7,570	2,650	3,588,921	5,267	1,302	66,892	1,732	186,693
	82,976	10,636	7,570	2,650	3,588,921	5,267	1,302	66,892	1,732	186,693
	5,071	128,140	338,132	9,159,716	5,496,966	407,220	151,060	522,123	2,132,134	186,693
	397,126	128,140	338,132	9,159,716	5,496,966	407,220	151,060	522,123	2,132,134	186,693

歳 出	款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2	総務費		1,380,586	70,236	1,450,822

3 民生費	1 總務管理費	903,432	69,728	973,160
	2 企画費	105,541	48	105,589
	3 徴稅費	221,402	460	221,862
4 衛生費	1 社會福祉費	1,390,041	13,780	1,403,821
	2 兒童福祉費	281,056	8,702	289,758
	3 兒童福祉費	435,370	3,964	439,334
5 労働費	1 公衆衛生費	671,112	1,114	672,226
	2 環境衛生費	1,033,744	9,959	1,043,713
	3 保健所費	502,567	5,723	508,290
6 農林水産業費	1 農業費	28,852	380	29,232
	2 畜産業費	247,063	2,648	249,711
	3 職業訓練費	255,262	1,218	256,480
7 商工費	1 労働費	253,632	391	254,023
	2 職業訓練費	47,819	279	48,098
	3 農業費	96,699	112	96,811
7 商工費	1 農業費	4,058,824	81,103	4,139,927
	2 畜産業費	1,500,630	18,877	1,519,507
	3 農地費	342,824	10,001	352,825
7 商工費	1 農業費	941,376	50,592	991,968
	2 畜産業費	978,608	801	979,409
	3 水産業費	295,386	832	296,218
7 商工費	1 總務管理費	1,733,336	338	1,733,674
	2 企画費	1,080,520	312	1,080,832
	3 徴稅費			

8 土木費	1 總務管理費	5,966,817	154,494	6,121,311
	2 土木管理費	121,951	345	122,296
	3 道路橋上よき費	3,440,630	104,883	3,545,513
9 警察費	1 河川海岸費	1,475,937	31,603	1,507,540
	2 港灣費	268,138	14,894	283,032
	3 都市計画費	415,109	1,635	416,744
10 教育費	4 住宅費	245,052	1,134	246,186
	1 警察管理費	1,227,214	11,228	1,238,442
	2 警察總務費	1,143,374	11,228	1,154,602
11 災害復旧費	1 教育總務費	7,627,116	20,765	7,647,881
	2 小学校費	528,475	11,177	539,652
	3 中学校費	2,810,467	628	2,811,095
11 災害復旧費	4 高等学校費	1,610,175	392	1,610,567
	5 特殊学校費	2,362,259	5,355	2,367,614
	6 社会教育費	163,904	923	164,827
11 災害復旧費	7 保健体育費	103,994	1,850	105,844
	1 農林水産施設災害復旧費	47,842	440	48,282
	2 農林水産施設災害復旧費	528,898	34,822	563,720
11 災害復旧費	3 農林水産施設災害復旧費	200,282	8,209	208,491
	4 土木施設災害復旧費	328,616	26,228	354,844
	5 商工施設災害復旧費	0	385	385
歳出合計		26,653,061	397,126	27,050,187

第2表 債務負担行為補正追加

事項	期間	限度	額
警察職員住宅及び土地賃借料	昭和42年度から昭和66年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額26,877千円並びに同物件にかかる公租公課及び火災保険料に相当する金額の合計額	千円

昭和42年度鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計補正予算
昭和42年度鳥取県の県立しかの和泉荘事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	円	千円	円	
2 繰越金	繰越金	1	400	400		401
		1	400		400	401
歳入	合計	7,717		400		8,117
歳出						
款	項	補正前の額	補正額	計		

1 しかの和泉荘事業費	千円		千円	千円
	7,717	400		
1 しかの和泉荘事業費	7,717	400		8,117
歳出	合計	7,717	400	8,117

昭和42年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和42年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,103千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,369千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	円	千円	円	
2 財産収入	財産売却収入	50,959		9,524		60,483
		1	50,958	9,524		60,482
3 繰入金	一般会計繰入金	23,195		126		23,321
		1	23,195	126		23,321
4 繰越金	繰越金	7,000		2,505		9,505
		1	7,000	2,505		9,505
5 諸収入	雑収入	8,092		948		9,040
		1	8,092	948		9,040
歳入	合計	89,266		15,103		102,369

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
歳出	1 県営林事業費		千円 89,266	千円 13,103	千円 102,369
		2 造林事業費	14,547	11,553	26,100
		3 保育事業費	57,504	804	58,308
		4 処分事業費	4,096	746	4,842
歳出	合計	89,266	13,103	102,369	

昭和42年度鳥取県県境港水産施設事業特別会計補正予算
昭和42年度鳥取県の県境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に
定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,202千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	円	千円	円	
3 繰越金	1 繰越金	1		1,900		1,901
			1		1,900	
歳入	合計	20,302		1,900		22,202

歳出

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	円	千円	円	
1 事業費	1 事業費	7,586		1,900		9,486
			7,586		1,900	
歳出	合計	20,302		1,900		22,202

鳥取県告示第六百四十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所在地	申出の受理の年月日
船木歯科出張所	西伯郡淀江町大字淀江六九二	昭和四十二年九月十六日

鳥取県告示第六百四十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医二二八三	内田又功	昭和四十二年九月二十八日

鳥取県告示第六百四十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十月十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
米子医療生活協同組合 米子診療所	米子市富士見町二丁目 二二六ノ一五	全都道府県	昭和四十二年九月三十日

鳥取県告示第六百四十三号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、米子市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百四十三条の規定により告示する。

昭和四十二年十月十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日	検査区域	検査場所
十一月十七日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	米子市	啓成小学校
二十日		明道小学校
二十一日		

二十一日		米子第三中学校
二十七日		
二十八日		ほうしよう閣
二十九日		
三十日		
十二月四日		計量器所在場所
五日		明道小学校
六日		

鳥取県告示第六百四十四号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてピロプラズマ病検査、だに駆除、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、駆除又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十二年十月十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病、結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため
 - 二 実施する区域 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 ピロプラズマ病検査、だに駆除、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
- 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 結核病検査及びブルセラ病検査
 擠乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 ひな白痢検査
 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、駆除又は投薬の方法

- 1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 2 だに駆除 BHC散布
- 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 4 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与
- 5 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 6 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 7 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
十月二十五日	大山町	香取 検査 診場
二十六日	名和町	上大山、下大山
二十七日	岸本町	小林
三十日	中山町	高橋
三十日	萩原	萩原

結核病検査及びブルセラ病検査
 三十一日 名和町 神田放牧場
 岸本町 大山

実施期日	実施区域	実施場所
十月二十五日	大山町	稲吉、富繁検査診場
十一月六日	境港市	三軒屋
七日	名和町	上道、余子
十三日	淀江町	上淀、淀江家畜市場
十四日	名和町	小竹、光徳
十七日	会見町	上坪、下坪
二十七日	淀江町	手間
三十日	江府町	亀甲、佐陀
十三日	吉原、袋原、大河原	吉原、袋原、大河原
十四日	笠原、下蚊屋、美用	笠原、下蚊屋、美用
二十一日	栗尾、小原、宮市原	栗尾、小原、宮市原
二十七日	江尾、池の内、下安井	江尾、池の内、下安井

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
十月二十五日	大山町	各鶏舎
二十六日	境港市	境港市

実施期日	実施区域	実施場所
十月二十八日	淀江町	稲吉、富繁検査場
十一月九日	境港市	三軒屋
十月十日	淀江町	上道、余子
十月十六日	淀江町	上淀、淀江家畜市場
十月十七日	名和町	小竹、光徳
十月十七日	上坪、下坪	上坪、下坪
十月十七日	会見町	賀野
十月十七日	手間	手間
十月三十日	淀江町	亀甲、佐陀
十月十日	江府町	御机
十月十五日	美用	美用
十月二十日	吉原、大河原	吉原、大河原
十月二十一日	小原、杉谷	小原、杉谷

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

二十八日 江尾、池の内、下安井

鳥取県告示第六百四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

国立公園事業敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百四十六号

鳥取県森林病虫害等防除事業補助金交付要綱（昭和三十五年六月鳥取県告示第二百八十二号）は、廃止する。

昭和四十二年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百四十七号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地			入		増反		団体		摘要
		郡市	町村	大字	口数	平方メートル	口数	平方メートル	口数	平方メートル	
土地	逢坂外四 (神田)	西伯	名和	加茂	二口	一、〇四四			一口	九〇、四〇六	用途 採草地
"	" (神田)	"	"	"	"	"			"	"	"
"	" (林ノ峰)	"	中山	"	四口	五、八四四			"	"	農地
"	" (名和庄内)	"	名和	高田					一口	二、五七八	採草地
"	" (金蔵ヶ平)	"	"	"					五口	八、九九九	農地
"	" (富長原)	"	"	門前 茶畑	二口	三、一六四					農地 六、四八九
"	"	富長	"		二口	二、六三七					採草地 二、六三七
"	丸山 (服部城)	倉吉	岸本	丸山					一口	一、三〇九	農地
"	"	"	"	今在家					一口	一、三五二	採草地
"	生山	日野	日南	生山	二口	四九、九六五					宅地 薪炭林 六七六 農地 三二五 採草地 二二〇 宅地 二九六 薪炭林 二二〇 農地 三三六 採草地 二二〇
"	若桜	八頭	若桜	諸鹿	一口	八九、三九九					宅地 二九六 薪炭林 二二〇 農地 三三六 採草地 二二〇
"	大幡外二	西伯	伯仙	石州府	一口	九九一					農地
"	佐治	八頭	佐治	津野							採草地
"	米子市	八頭	米子	東山	一口	二八四					農地
"	日置村	氣高	青谷	早牛	九口	三九二					採草地
"	上井町	倉吉	"	上井	一口	五三二					"
"	上小鴨村	"	"	上古川	二口	九九四					農地
"	高麗村	西伯	大山	平	二口	八六八					採草地
"	橋津村	東伯	羽合	上橋津	二口	三、二五〇					" 三、二五〇
"	"	"	"	"	二口	三、二五〇					道路 二、三七二

鳥取県告示第六百四十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年十月九日から用途廃止した。

昭和四十二年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市中島字宍本松三七八番一地先から三八〇番地先まで		四九・二七	道路敷

鳥取県告示第六百四十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年十月十二日から用途廃止した。

昭和四十二年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市道笑町四丁目一九六番地先		三〇・六四	道路敷

公安委員会規則

警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年十月十七日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

鳥取県公安委員会規則第五号

警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則(昭和二十九年八月鳥取

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県

(定価 一部一箇月三百円(送料を含む。))

県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「警部補」を「警部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和四十二年四月一日から適用する。

警察職員の作業手当を受けるものの技術の程度及び認定の方法に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十二年十月十七日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

鳥取県公安委員会規則第六号

警察職員の作業手当を受けるものの技術の程度及び認定の方法に関する規則を廃止する規則

警察職員の作業手当を受けるものの技術の程度及び認定の方法に関する規則(昭和二十九年八月鳥取県公安委員会規則第十号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

昭和四十二年十月九日付鳥取県公報掲載の企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤

十六 下 終わりから九 鳥取県企業管理規程第二号

正

鳥取県企業管理規程第三号